教職課程認定基準

平成１３年７月１９日

教員養成部会決定

|  |  |
| --- | --- |
| 一部改正一部改正全部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正一部改正 | 平成１６年６月２３日平成１８年７月３１日平成１９年５月１０日平成２０年６月１０日平成２０年１２月２４日平成２１年５月１８日平成２６年１１月７日平成２７年１１月２４日平成２９年１１月１７日令和３年５月７日令和３年８月４日令和３年１２月２２日令和４年６月２７日令和４年１１月２５日 |
| 一部改正 | 令和５年９月２８日 |

**１　総則**

（１）大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第７条の２に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第１備考第５号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。

（２）この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

（３）大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（４）初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第２条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

**２　教育上の基本組織**

（１）教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。

また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

（２）大学設置基準第４３条第１項、大学院設置基準第３１条第２項、短期大学設置基準第３６条第１項、専門職大学設置基準第５５条第１項、専門職短期大学設置基準第５２条第１項又は専門職大学院設置基準第３２条第２項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて１つの課程とみなして、この基準を適用する。

（３）複数の大学の学科等が、施行規則第２２条第３項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

（４）教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

（５）教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

（６）幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

（７）（４）にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第５条の３第４号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第２条第１項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

（８）教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

**３　教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）**

（１）大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の第３欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の第３欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

ただし、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定（以下、「教育課程特例認定」という。）を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

（２）共同教育課程については、当該構成大学のうちの１の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

（３）施行規則第２２条第３項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、（４）によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第１、別表第２又は別表第２の２の第３欄に定める最低単位数の８割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

（４）施行規則第２２条第４項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第７条第１項、第９条及び第１０条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ３割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

（５）大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。

（６）認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

（７）認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

①　専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者

②　当該学科等の教職課程の授業を担当する者

③　当該学科等の教職課程の編成に参画する者

④　当該学科等の学生の教職指導を担当する者

（８）学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が５０kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第２５条第２項、短期大学設置基準第１１条第２項、専門職大学設置基準第１８条第２項及び専門職短期大学設置基準第１５条第２項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

（９）以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも１人は教授でなければならない。

①　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）

②　教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）

③　「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

④　特別支援教育に関する科目

⑤　養護に関する科目

（10）教職専任教員は、３（９）の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）とする。

**４　教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）**

２（８）より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるに当たっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

**４－１　幼稚園教諭の教職課程の場合**

（１）「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第２条第１項表備考第１号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は５領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は４領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第２条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 「領域に関する専門的事項」 | 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 |
| ①幼稚園全領域のうち、３領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて１人合計３人以上 | ②教育の基礎的理解に関する科目において１人③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において１人合計３人以上 |

（※１）本表は、入学定員が５０人までの場合である。

入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。

（※２）「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。

（※３）同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

（※４）３（７）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第１イ(1)備考第２号、大学通信教育設置基準別表第１備考第２号、専門職大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学設置基準別表第１イ備考第２号、短期大学通信教育設置基準別表第１備考第３号又は専門職短期大学設置基準別表第１イ備考第２号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、３（７）②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

（※５）短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

**４－２　小学校教諭の教職課程の場合**

（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第３条第１項表備考第１号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（３）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第３条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（４）小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が５０人までの場合、以下の①～④にそれぞれ１人とし、これを含め①～⑤で合計８人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に１人、②～④のいずれかに１人とし、これを含め①～④で合計４人以上とする。また、入学定員が５０人を超える場合は、５０人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて２人増員しなければならない。

なお、３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する１人（短期大学の専攻科にあっては①の１人及び②～④の１人）については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

①「教科に関する専門的事項」

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④「各教科の指導法」

⑤「複合科目」

（５）同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

**４－３　中学校教諭の教職課程の場合**

（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては２０単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては１０単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ１単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第４条第１項表備考第４号により１以上又は２以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「　」内の事項）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（３）「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては８単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（４）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第４条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（５）中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

ⅰ）「教科に関する専門的事項」

|  |  |
| --- | --- |
| 免許教科 | 必要教職専任教員数 |
| 国語社会数学理科音楽美術保健体育保健技術家庭職業職業指導英語宗教 | ３人以上４人以上３人以上４人以上３人以上３人以上３人以上３人以上４人以上４人以上４人以上２人以上３人以上３人以上 |

（※１）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。

（※２）３（７）の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合､当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

（※３）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

（※４）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

（※５）（※２）（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。

ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要教職専任教員数 |
| ８００人以下 | ２人以上 |
| ８０１人～１，２００人以下 | ３人以上 |
| １，２０１人～ | ４人以上 |

（※１）教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人

・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において１人

（※２）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、（※１）のそれぞれ配置する１人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

**４－４　高等学校教諭の教職課程の場合**

（１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては２０単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ１単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第４条第１項表備考第４号により１以上又は２以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「　」内の事項）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

（２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（３）「各教科の指導法」は、４単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（４）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（５）高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

ⅰ）「教科に関する専門的事項」

|  |  |
| --- | --- |
| 免許教科 | 必要教職専任教員数 |
| 国語地理歴史公民数学理科音楽美術工芸書道保健体育保健看護家庭情報農業工業商業水産福祉商船職業指導英語宗教 | ３人以上３人以上３人以上３人以上４人以上３人以上３人以上３人以上３人以上３人以上３人以上４人以上４人以上４人以上４人以上４人以上４人以上４人以上４人以上４人以上２人以上３人以上３人以上 |

（※１）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。

（※２）３（７）の規定にかかわらず､当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

（※３）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

（※４）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

（※５）（※２）（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。

ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。

ただし、（※１）の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

（６）認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第５条第１項表備考第６号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第５条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

**４－５　特別支援学校教諭の教職課程の場合**

（１）特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第７条第１項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、１又は２以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。

（２）施行規則第７条第１項表に定める科目のうち、第２欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。

（３）施行規則第７条第１項表に定める科目のうち、第３欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。

なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）に関する内容を含むものとする。

（４）特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許状に定められることとなる特別支援教育領域特別支援教育に関する科目 | 視覚障害者に関する教育 | 聴覚障害者に関する教育 | 知的障害者に関する教育 | 肢体不自由者に関する教育 | 病弱者に関する教育 |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | １人以上 |
| 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | １人以上 | １人以上 | １人以上 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | １人以上 | １人以上 | １人以上 |

（※）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

**４－６　養護教諭の教職課程の場合**

（１）養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第９条表備考第１号に規定する科目ごとに開設されなければならない。

なお、施行規則第９条表備考第１号により１以上又は２以上の科目について修得するものとされる科目群（「　」内の科目）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。

（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第９条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

ⅰ）養護に関する科目

養護に関する科目の必要教職専任教員数は３人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち１人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。

ⅱ）「教育の基礎的理解に関する科目等」

４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。

ただし、（※１）の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において１人

・教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において１人

**４－７　栄養教諭の教職課程の場合**

（１）栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第１０条表備考第１号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。

（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第１０条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、４－６（３）ⅱ）に定めるとおりとする。

**４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

（１）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

ⅰ）同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

（イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

（ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

（ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）

（二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校 （宗教）

（ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

（へ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

（ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

（チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭

（リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

（ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

（ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・ 高等学校（保健）

（ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）

（ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）

（カ）高等学校（看護）と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

（イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）

（ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）

（ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）

（二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）

（ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）

（へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）

（ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）

（チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）

（リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

（ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

（ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）

（二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

（ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

（へ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

（ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

（チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭

（リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

（ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

（ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）

（ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）

（ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）

（カ）高等学校（看護）と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

（イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）

（ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）

（ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）

（二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）

（ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）

（へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）

（ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）

（チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）

（リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

④ ①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、４－３（２）及び４－４（２）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあっては施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあっては施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。

（２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

ⅰ）以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

ⅱ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

③ 生徒指導の理論及び方法

ⅲ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ⅳ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ⅴ）教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

ⅵ）教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ⅶ）「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法

② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法

③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法

④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法

⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法

⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

ⅷ）「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

①小学校の国語と中学校（国語）

②小学校の社会と中学校（社会）

③小学校の算数と中学校（数学）

④小学校の理科と中学校（理科）

⑤小学校の音楽と中学校（音楽）

⑥小学校の家庭と中学校（家庭）

⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）

⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）

⑨小学校の図画工作と中学校（美術）

（３）「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、４－８（２）ⅶ）に準じて取り扱うものとする。

（４）教職専任教員の配置

ⅰ）同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる４－１（３）、４－２（４）の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| ４－１（３） | （右欄）合計３人以上 | 合計２人以上 |
| ４－２（４） | ①～⑤で合計８人以上とする。 | ①～⑤で合計７人以上とする。 |

ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

３（７）の規定にかかわらず、以下の場合は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあっては４－３（５）ⅰ）表及び高等学校教諭の教職課程にあっては４－４（５）ⅰ）表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員。

**５　教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）**

２（５）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるに当たっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

**５－１　幼稚園教諭の教職課程の場合**

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で３人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員５０人までの場合は3人以上、入学定員が５０人を超える場合は、入学定員５０人を超えるごとに、１人ずつ増員しなければならない。

**５－２　小学校教諭の教職課程の場合**

小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で４人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員５０人までの場合は３人以上、入学定員が５０人を超える場合は、入学定員５０人を超えるごとに、１人ずつ増員しなければならない。

**５－３　中学校教諭の教職課程の場合**

中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、４－３（５）ⅰ）に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置に当たっては、４－３（５）ⅱ）（※１）は適用しない。

**５－４　高等学校教諭の教職課程の場合**

高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、４－４（５）ⅰ）に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置に当たっては、４－３（５）ⅱ）（※１）は適用しない。

**５－５　特別支援学校教諭の教職課程の場合**

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに３人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として３人以上）の教職専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

**５－６　養護教諭の教職課程の場合**

養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、３人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－６（３）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置に当たっては、４－６（３）ⅱ）ただし書は適用しない。

**５－７　栄養教諭の教職課程の場合**

施行規則第１０条表備考第２号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和４１年文部省厚生省令第２号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、３人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、４－６（３）ⅱ）に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置に当たっては、４－６（３）ⅱ）ただし書は適用しない。

**５－８　教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例**

（１）大学院等の１つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については４－８（１）ii）①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については４－８（２）を準用する。

（２）大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

①「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目

（イ）中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、４－８（１）i）①②③を準用する。

（ロ）養護に関する科目は、４－８（１）i）②を準用する。

②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、４－８（２）を準用する。

（３）「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、教職専任教員とすることができる。

（４）大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。

（５）大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。

（６）認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第２３条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

**６　教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例**

（１）教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて１つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「４ 教育課程、教員研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が５０人を超えない場合は、この限りではない。

（２）特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて１つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「４ 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が５０人を超えない場合は、この限りではない。

**７　昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例**

昼間の課程（第１部）と夜間の課程（第２部）又は昼間２交代制あるいは昼夜間２交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第３部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第１部と第２部又は第３部をあわせて１つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）

② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）

③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

④ 特別支援教育に関する科目

⑤ 養護に関する科目

⑥ 栄養に係る教育に関する科目

**８　通信教育の課程への特例**

（１）通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。

（２）大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

**９　学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例**

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）

② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）

③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

④ 特別支援教育に関する科目

⑤ 養護に関する科目

**１０　特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例**

２（４）にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、２（５）及び（６）は適用しない。

**１１　専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例**

２（４）、（５）及び（６）にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

**１２　連携教職課程を設置する場合の要件**

２（３）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

（１）連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、２（６）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

（２）連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整

③ その他連携教職課程の実施に必要な事項

（３）連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 教職課程 | 単位数 |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | ３ |
| 一種免許状 | ８ |
| 二種免許状 | ５ |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | ３ |
| 一種免許状 | ８ |
| 特別支援学校教諭 | 専修免許状 | ３ |
| 一種免許状 | ３ |
| 二種免許状 | ２ |
| 養護教諭 | 専修免許状 | ３ |
| 一種免許状 | ８ |
| 二種免許状 | ６ |
| 栄養教諭 | 専修免許状 | ３ |
| 一種免許状 | ３ |
| 二種免許状 | ２ |

（４）連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が１未満の場合には１人とするものとする。

（５）連携教職課程を設置する大学間の距離が５０kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第２５条第２項、短期大学設置基準第１１条第２項、専門職大学設置基準第１８条第２項及び専門職短期大学設置基準第１５条第２項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

**１３　施設・設備等**

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

**１４　教育実習等**

（１）教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の１単位あたりの時間数は、３０時間を標準とする。

（２）教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 必要学級数等 |
| 幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程 | 入学定員５人に１学級の割合 |
| 中学校教諭・高等学校教諭の教職課程 | 入学定員１０人に１学級の割合 |
| 特別支援学校教諭の教職課程 | 入学定員５人に１学級の割合 |
| 養護教諭の教職課程 | 入学定員５人に１校の割合 |

（※）１０又は１１に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員１０人に１学級の割合とする。

（３）実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

（４）通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。

（５）教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

**１５　その他**

（１）本基準は、令和７年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

（２）施行規則附則第７項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項」による場合の当該「教科に関する専門的事項」に係る教育課程及び教員組織については、平成３０年度までの教職課程認定基準（平成２７年１１月２４日一部改正）に規定する教科に関する科目の基準によるものとする。

（３）本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。